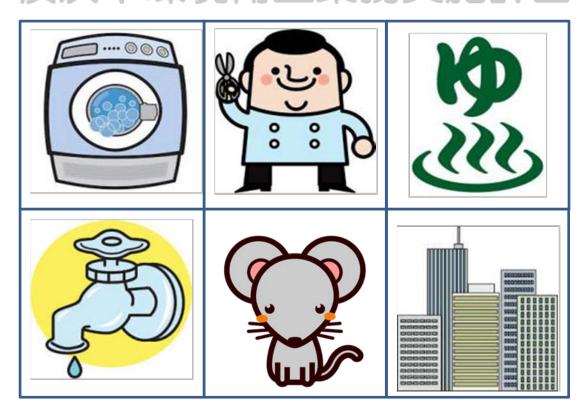
概要版

令和3年度

横浜市環境衛生業務実施計画



令和3年度の重点取組事項

- 1 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染拡大を防止します
- 2 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた環 境衛生対策を強化します
- 3 蚊が媒介する感染症の対策を推進します

横浜市



令和3年度 横浜市環境衛生業務実施計画の概要

重点取組事項

- ●環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策
- ●東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた環境衛生対策
- ●蚊媒介感染症対策

監視指導業務

環境衛生関係施設の監視指導を行い、衛生を確保します。

- ●環境衛生営業施設(理容所・美容所、ホテル、公衆浴場等)の監視指導
- ●特定建築物・建築物登録業の監視指導
- ●専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導
- ●家庭用品の試買検査
- ●住宅宿泊事業届出住宅の監視指導

感染症対策業務

衛生設備や衛生害虫等に起因する感染症の予防対策等を実施します。

- ●レジオネラ症防止対策
- ●蚊媒介感染症対策(重点取組事項)

環境衛生関係の相談対応等業務

生活環境や住まいの衛生に関する相談に対応し、解決に向けた助言を行います。

- ●生活環境(ねずみ・衛生害虫、ハチ等)に関する相談
- ●住まいの衛生に関する相談
- ●災害時の生活用水衛生対策
- ●水害時の衛生対策

自主衛生管理の推進

環境衛生営業施設等の自主衛生管理を支援します。

- ●横浜市生活衛生協議会への支援
- ●優良施設等の表彰

調査業務

国や神奈川県からの依頼に基づき各種調査を行います。

- ●温泉実態調査
- ●海水浴場の水質等実態調査

令和3年度の重点取組事項

1 環境衛生関係施設等における新型コロナウイルス感染

拡大防止対策

新型コロナウイルスの感染が収束しない中で、建築物や営業施設における感染防止対策が重要となっています。

多数の人が利用する特定建築物や旅館、興行場、公衆浴場等の営業施設や、利用者が感染した 場合に重症化しやすい社会福祉施設を中心に、季節に応じた換気や各業界団体等が策定した業種 別ガイドラインの順守等の感染防止対策の啓発を行います。

2 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた環

境衛生対策

令和3年7月から開催される東京2020オリンピック・パラリンピックは、本市にもオリンピック競技会場が設けられることから、国内外から多くの人が本市に来訪することが予想されます。

そのため、競技会場、競技会場周辺の宿泊施設及び不特定多数の人の来場が想定される商業施設(特定建築物、公衆浴場)については、旅館業法、興行場法、建築物における衛生的な環境の確保に関する法律、公衆浴場法、住宅宿泊事業法等に基づき監視指導を実施し、施設の衛生管理の向上やレジオネラ症等の健康被害発生を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症防止対策もあわせて啓発します。競技会場周辺以外の宿泊施設や商業施設等についても、チラシの郵送等により宿泊者名簿の記載や室内の換気等に関する啓発を実施します。

- (1) 興行場、旅館業施設、特定建築物、公衆浴場、住宅宿泊事業届出住宅等への立入検査
- (2) 興行場、旅館業施設、特定建築物、公衆浴場、住宅宿泊事業届出住宅等への適正な衛生管理等に関する啓発
- (3) ミスト発生装置のレジオネラ症予防対策
- (4) 蚊媒介感染症対策の強化

3 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症(ジカ熱)、チクングニア熱など 様々な種類があります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催時には、横浜市においても国内外から多くの人が来られることから、より一層蚊媒介感染症への注意が必要です。

現在、デング熱やジカウイルス感染症の予防ワクチンや治療薬はない ため、感染予防には蚊に刺されない・蚊を増やさない対策が重要です。 そこで、次のような取組を行います。

- (1) 蚊媒介感染症の予防に関する市民の皆様への周知・啓発
- (2) 蚊媒介感染症サーベイランス (*) 事業
- (3) 蚊発生源対策
- (4) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

(※) 蚊や感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること



ヒトスジシマカ

蚊を増やさない対策を!身の周川にある発生源を減らしましょう

蚊の幼虫は小さな水たまりでも発生します。定期的にたまった水を捨て、ゴミ等の清掃を 心がけましょう。また、草木はせん定や草むしりをして、蚊のひそみ場所を減らしましょう。



屋外に水がたまる入れ物やゴミを 置いたままにしない



せん定や草むしりをして風通しをよくする

業務実施計画の実施機関

● 区福祉保健センター生活衛生課(保健所支所)

環境衛生営業施設等の許認可や監視指導、感染症対策に関する調査や啓発を行います。 また、環境衛生に関する相談に対応し、対策の助言等を行います。

● 健康福祉局健康安全部生活衛生課(保健所)

監視指導や普及啓発に関する事業の企画・立案・調整を行います。

また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査、住宅宿泊事業の届出受付業務及び立入検査等を行います。

● 横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水 質事故等の原因究明の検査、家庭用品の検査等を行うとともに、保健所への技術的な支援を担いま す。

> 横浜市健康福祉局生活衛生課 令和3年3月発行 電話 045-671-2456 FAX 045-641-6074 メールアドレス kf-seikatsueisei@citv.vokohama.ip